【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年４月28日
【会社名】	鈴木金属工業株式会社
【英訳名】	SUZUKI METAL INDUSTRY CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　　柴田　真之
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目９番１号
【電話番号】	０３(３２１４)４１１１番（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員総務部長　　山本 裕
【最寄りの連絡場所】	千葉県習志野市東習志野七丁目５番１号
【電話番号】	０４７(４７６)３１１１番（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員総務部長　　山本 裕
【縦覧に供する場所】	鈴木金属工業株式会社名古屋支店 （名古屋市中村区名駅南二丁目13番18号ＮＳビル） 鈴木金属工業株式会社大阪支店 （大阪市西区靭本町一丁目５番15号第二富士ビル） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町２番１号）

1 【提出理由】

当社は、平成27年４月28日開催の取締役会において、平成27年９月１日を効力発生日として、新日鐵住金株式会社（以下、「新日鐵住金」といいます。）を株式交換完全親会社、当社を株式交換完全子会社とする株式交換（以下、「本株式交換」といいます。）を行うことを決定し、本株式交換に関する株式交換契約（以下、「本株式交換契約」といいます。）を両社間で締結することを決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の５第４項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第６号の２の規定に基づき、臨時報告書を提出するものであります。

2 【報告内容】

(1) 本株式交換の相手会社に関する事項

① 商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

（平成27年３月31日現在）

商号	新日鐵住金株式会社
本店の所在地	東京都千代田区丸の内二丁目６番１号
代表者の氏名	代表取締役社長　進藤　孝生
資本金の額	419,524百万円
純資産の額（連結）	3,547,059百万円
純資産の額（単体）	1,960,121百万円
総資産の額（連結）	7,157,929百万円
総資産の額（単体）	5,387,945百万円
事業の内容	製鉄、エンジニアリング、化学、新素材、システムソリューションの各事業

② 最近３年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益

（連結）　（単位：百万円）

事業年度	平成25年３月期	平成26年３月期	平成27年３月期
売上高	4,389,922	5,516,180	5,610,030
営業利益	20,110	298,390	349,510
経常利益	76,931	361,097	451,747
純利益	△124,567	242,753	214,293

（単体）　（単位：百万円）

事業年度	平成25年３月期	平成26年３月期	平成27年３月期
売上高	2,878,837	3,720,707	3,733,332
営業利益	△43,214	186,955	228,643
経常利益	△17,487	224,965	276,809
純利益	△150,005	178,222	170,362

③　大株主の氏名又は名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合

（平成27年３月31日現在）

大株主の氏名又は名称	発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合（%）
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	4.1
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	3.3
日本生命保険相互会社	2.6
住友商事株式会社	1.9
株式会社みずほ銀行	1.7
株式会社三井住友銀行	1.5
明治安田生命保険相互会社	1.5
株式会社三菱東京UFJ銀行	1.4
THE BANK OF NEW YORK MELLON SA/NV 10	1.3
STATE STREET BANK WEST CLIENT-TREATY 505234	1.1

④　提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

資本関係	新日鐵住金は、当社の発行済株式数の65.48%の株式を保有しており、親会社であります。
人的関係	新日鐵住金の出身者３名及び新日鐵住金の従業員２名が当社の取締役又は監査役に就任しております。
取引関係	新日鐵住金は当社との間で、当社に対する材料等の販売取引等及び当社からの製品仕入れ取引等を行っております。

(2) 本株式交換の目的

新日鐵住金は、平成24年10月に新日本製鐵株式会社（昭和25年設立）と住友金属工業株式会社（昭和24年設立）の経営統合により誕生いたしました。発足以降、『総合力世界No.１の鉄鋼メーカー』を目指し、経営統合による旧両社の技術融合や効率化によるコストダウン、設備集約、海外下工程の投資、グループ会社統合再編等を推進することにより、着実に成果を上げてまいりました。製鉄事業を取り巻く環境は、中国における大幅な需給ギャップは相当期間継続すると想定されるものの、世界の鉄鋼需要は緩やかに増加することが見込まれ、特に、新興国では社会の成熟化や省エネルギー・環境対応ニーズの高まり等を背景とした高級鋼需要の着実な拡大が期待されます。一方、原油・原料価格、為替等の市況変動や地政学リスクなど、様々な環境変化が予想されますが、これらに的確に対応することが求められております。新日鐵住金グループは、平成27年３月に持続的な成長に向けた「2017年中期経営計画」を策定し、こうした事業環境の変化や同社グループの課題に着実に対応し、「技術力」「コスト競争力」「グローバル対応力」を進化させ、揺るぎない『総合力世界No.１の鉄鋼メーカー』の実現を目指しております。

一方、当社は、新日鐵住金グループの特殊線材事業における中核会社であり、自動車用高強度ばね材等ハイエンド製品分野における国内トップメーカーであります。また、平成21年にはHaldex Garphyttan AB社（現Suzuki Garphyttan社）を子会社とし、欧州、米国、東アジアにまたがるグローバルな生産・販売体制を整え、世界最大の弁ばね用ワイヤメーカーとして、世界規模で拡大が見込まれる自動車分野等における需要を捕捉し、今後の更なる成長を目指しております。

新日鐵住金は、グループ会社とのシナジーの拡大、「選択と集中」の追求など、グループの体質強化に取り組んでまいりました。当社とは、平成18年に当社の第三者割当増資を引き受け、当社の事業を強化し、両社の連携も強化いたしました。さらに、平成21年に当社がHaldex Garphyttan AB社（現Suzuki Garphyttan社）を子会社とする際に、その資金調達のための第三者割当増資に応じ、当社を子会社といたしました。こうした取り組みの中で、当社とは、これまでもグループ会社として戦略を共有してまいりましたが、素材（線材）から加工（ワイヤ）までの一貫した事業戦略が競争力の源泉である特殊線材業界において、今後ますます激化が予想されるグローバル規模での市場競争に機敏に対応し、業界における競争優位性を高め、更なる発展と成長を遂げる為には、新日鐵住金と当社の連携による一貫した技術・商品開発、品質の造り込み、コスト削減や両社にまたがる安定したサプライチェーンの強化・拡充等の、幅広い取組みを一層強化する必要があります。

このような特殊線材事業の事業構造と経営環境を踏まえ、新日鐵住金は「2017年中期経営計画」策定の過程で、当社の完全子会社化により、共同開発や事業戦略の一体化とスピードアップを図ることが、同社グループの経営上極めて有益であるとの考えに至りました。

また、当社においても、本株式交換は親会社かつ最大の素材供給元である新日鐵住金とのパートナーシップを更に深化・一体化することで、新日鐵住金グループの経営資源をこれまで以上に有効に活用することが可能になり、当社グループの有するグローバルな顧客ベース・技術力・顧客対応力とのシナジーにより、競争力を高めていく上で極めて有益であると考えております。

こうした中、両社は、新日鐵住金からの提案を契機として協議・検討を重ね、この度、当社を、株式交換により、新日鐵住金の完全子会社とすることに合意いたしました。今回の組織再編により、新日鐵住金グループの経営資源の最適かつ効率的な活用とグループ経営の機動性の向上等を図るとともに、両社間での事業戦略の一層の共有化および両社の収益力と競争力のさらなる強化を進めてまいります。また、これにより、新日鐵住金、当社、両社の企業価値が向上し、双方の株主にとっても有益な組織再編になると考えております。

なお、当社は、本株式交換の効力発生を条件として、平成27年10月１日に、新日鐵住金の完全子会社であることを明示すべく『日鉄住金』を冠した『日鉄住金ＳＧワイヤ㈱』に商号を変更する方向で検討中です。

(3) 本株式交換の方法、本株式交換に係る割当ての内容、その他の本株式交換契約の内容

① 本株式交換の方法

新日鐵住金を株式交換完全親会社、当社を株式交換完全子会社とする株式交換になります。本株式交換は、新日鐵住金については、平成27年５月１日施行予定の改正会社法（以下、「会社法」といいます。）第796条第２項に基づき、株主総会の承認を必要としない簡易株式交換の手続きにより、また当社については、平成27年６月25日開催予定の当社の定時株主総会において本株式交換契約の承認を受けた上で、平成27年９月１日を効力発生日として行われる予定です。

② 本株式交換に係る割当ての内容

会社名	新日鐵住金 （株式交換完全親会社）	当社 （株式交換完全子会社）
本株式交換に係る割当ての内容	1	1．10

（注１）当社の普通株式１株に対して、新日鐵住金の普通株式1.10株を割当て交付いたします。ただし、新日鐵住金が保有する当社の普通株式35,466,000株（平成27年４月28日現在）については、本株式交換による株式の割当ては行いません。

（注２）本株式交換により交付する新日鐵住金の株式数

新日鐵住金は、本株式交換により、新日鐵住金の普通株式19,733,842株を割当て交付いたしますが、交付する普通株式は保有する自己株式（平成27年３月31日現在362,659,286株）を充当する予定であり、新株式の発行は行わない予定です。

なお、当社は、本株式交換の効力発生日の前日までに開催する取締役会の決議により、本株式交換により新日鐵住金が当社の発行済株式の全て（ただし、新日鐵住金が保有する当社の普通株式を除きます。）を取得する時点の直前時（以下、「基準時」といいます。）において当社が保有する全ての自己株式（本株式交換に関して行使される会社法第785条第１項に定める反対株主の株式買取請求に係る株式の買取りによって取得する自己株式を含みます。）を基準時をもって消却する予定です。そのため、本株式交換により割当て交付する予定の上記普通株式数については、当社が保有する自己株式（平成27年３月31日現在760,143株）に対し新日鐵住金の普通株式を割当て交付することを前提としておりません。また、同普通株式数は、当社による自己株式の取得・消却等の理由により今後修正される可能性があります。

（注３）単元未満株式の取扱い

本株式交換に伴い、新日鐵住金の単元未満株式（1,000株未満の株式）を保有することとなる当社の株主が新たに生じることが見込まれます。特に、保有されている当社の株式が910株未満である当社の株主の皆様は、新日鐵住金の単元未満株式のみを保有することとなる見込みであり、金融商品取引所市場において単元未満株式を売却することはできません。新日鐵住金の単元未満株式を保有することになる株主の皆様におかれましては、本株式交換の効力発生日以降、新日鐵住金の株式に関する以下の制度をご利用いただくことができます。

(1) 単元未満株式の買取制度（1,000株未満の株式の売却）

会社法第192条等の定めに基づき、新日鐵住金の単元未満株式を保有する株主の皆様が、新日鐵住金に対してその保有する単元未満株式を買取ることを請求することができる制度です。

(2) 単元未満株式の買増制度（1,000株への買増し）

会社法第194条及び新日鐵住金の定款等の定めに基づき、新日鐵住金の単元未満株式を保有する株主の皆様が、新日鐵住金に対しその保有する単元未満株式の数と併せて１単元となる普通株式を売渡すことを請求し、これを新日鐵住金から買増すことができる制度です。

なお、新日鐵住金は、本日開催の取締役会において、会社法第195条第１項の定めに基づき、単元株式数の変更（1,000株から100株に変更）に係る定款中一部変更について決議するとともに、平成27年６月24日開催予定の第91回新日鐵住金の定時株主総会に株式の併合（10株を１株に併合）について付議することを決議いたしました。これらはいずれも、新日鐵住金の同定時株主総会において株式の併合に関する議案が可決されることを条件に、平成27年10月１日をもって効力が発生することとしております。かかる単元株式数の変更及び株式の併合の効力が発生しますと、平成27年10月１日以降、上記(1)及び(2)において1,000株とあるのは、100株に読み替えることになります。また、例えば、当社の株式を1,000株保有されている株主様の場合、平成27年９月１日に本株式交換により新日鐵住金の普通株式1,100株が割当て交付されますが、かかる単元株式数の変更及び株式の併合の効力発生日である平成27年10月１日以降、その株式は110株となります。詳細は、新日鐵住金が平成27年４月28日付で公表した適時開示「単元株式数の変更及び株式の併合並びにこれらに伴う定款中一部変更に関するお知らせ」をご参照下さい。

（注４）１株に満たない端数の取扱い

本株式交換の結果、新日鐵住金の普通株式１株に満たない端数が生じた場合には、会社法第234条の定めに従い、新日鐵住金が一括して売却し、その売却代金を端数が生じた当社の株主の皆様に対して、端数の割合に応じて交付いたします。

③ その他の本株式交換契約の内容

新日鐵住金が、当社との間で平成27年５月１日に締結する予定の本株式交換契約の内容は、次の通りです。

株式交換契約書

新日鐵住金株式会社（以下「甲」という。）及び鈴木金属工業株式会社（以下「乙」という。）は、平成27年５月１日（以下「本契約締結日」という。）付で、以下のとおり株式交換契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第１条（株式交換）

１． 甲及び乙は、本契約の定めに従い、甲を株式交換完全親会社、乙を株式交換完全子会社として株式交換（以下「本株式交換」という。）を行う。

２．　本株式交換にかかる株式交換完全親会社及び株式交換完全子会社の商号及び住所は、それぞれ以下のとおりである。

(1) 株式交換完全親会社
商　号：新日鐵住金株式会社
住　所：東京都千代田区丸の内二丁目６番１号

(2) 株式交換完全子会社
商　号：鈴木金属工業株式会社
住　所：東京都千代田区丸の内一丁目９番１号

第２条（株式交換に際して交付する株式の数及びその割当てに関する事項）

１．　甲は、本株式交換に際して、本株式交換により甲が乙の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」という。）における乙の株式（甲の有するものを除く。）の総数に1.10を乗じて得た数の甲の株式を基準時における乙の株主（甲を除く。）に対して交付する。

２．　甲は、本株式交換に際して、基準時における乙の各株主（甲を除く。）に対して、その有する乙の株式１株につき甲の株式1.10株の割合をもって割り当てる。

第３条（株式交換完全親会社の資本金及び準備金の額に関する事項）

本株式交換により増加する甲の資本金、資本準備金及び利益準備金の額は、次のとおりとする。但し、効力発生日（本株式交換がその効力を生ずる日をいう。以下同じ。）に至るまでの間における事情の変更により、甲及び乙が協議し合意の上、これを変更することができる。

(1) 資　本　金：金０円
(2) 資本準備金：法令の定めに従い増加することが必要とされる最低額
(3) 利益準備金：金０円

第４条（効力発生日）

効力発生日は、平成27年９月１日とする。但し、本株式交換の手続の進行に応じ、必要がある場合には、甲及び乙が協議し合意の上、効力発生日を変更することができる。

第５条（株式交換条件の変更及び本契約の解除）

本契約締結日以降効力発生日に至るまでの間に、甲又は乙の財産状態又は経営成績に重大な変動が発生し又は判明した場合、本契約に従った本株式交換の実行に重大な支障となりうる事象が発生し又は判明した場合その他本株式交換の目的の達成が困難となった場合には、甲及び乙は、誠実に協議し合意の上、本契約を変更し又は解除することができる。

第６条（協議事項）

本契約に定めるもののほか、本株式交換に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲及び乙で協議の上、これを定める。

本契約成立の証として、甲及び乙は、正本２通を作成しそれぞれ署名又は記名押印の上、各１通を保有する。

平成27年５月１日

甲：東京都千代田区丸の内二丁目６番１号
新日鐵住金株式会社
代表取締役社長　　進藤　孝生

乙：東京都千代田区丸の内一丁目９番１号
鈴木金属工業株式会社
代表取締役社長　　柴田　真之

(4) 本株式交換に係る割当ての内容の算定根拠

① 割当の内容の根拠及び理由

新日鐵住金及び当社は、本株式交換に用いられる上記(3) ②「本株式交換に係る割当ての内容」に記載の株式の割当比率（以下、「本株式交換比率」といいます。）の算定に当たって公正性・妥当性を確保するため、それぞれ個別に、両社から独立した第三者算定機関に株式交換比率の算定を依頼することとし、新日鐵住金は野村證券株式会社（以下、「野村證券」といいます。）を、当社はみずほ証券株式会社（以下、「みずほ証券」といいます。）を、それぞれの第三者算定機関に選定いたしました。

新日鐵住金及び当社は、それぞれの第三者算定機関から提出を受けた株式交換比率の算定結果を参考に、両社それぞれが相手方に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえて慎重に検討し、新日鐵住金及び当社の財務状況、資産状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案した上で、両社間で交渉・協議を重ねてまいりました。その結果、新日鐵住金及び当社は、本株式交換比率は妥当であり、それぞれの株主の利益を損ねるものではないとの判断に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うことにつき、平成27年４月28日に開催された新日鐵住金及び当社の取締役会の決議に基づき、両社間で本株式交換契約を締結することを決議いたしました。

なお、本株式交換比率は、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合には、両社間で協議の上変更することがあります。

② 算定機関との関係

新日鐵住金の第三者算定機関である野村證券及び当社の第三者算定機関であるみずほ証券は、いずれも新日鐵住金及び当社からは独立した算定機関であり、新日鐵住金及び当社の関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

③ 算定の概要

野村證券は、新日鐵住金については、同社が金融商品取引所に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価平均法を採用して算定を行いました。

当社については、当社が金融商品取引所に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価平均法を、当社に比較可能な上場類似会社が複数存在し、類似会社比較法による株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法を、また、将来の事業活動の状況を評価に反映するため、ディスカウンテッド・キャッシュ・フロー法（以下、「DCF法」といいます。）を採用して算定を行いました。

各評価方法による新日鐵住金株式の１株当たりの株式価値を１とした場合の当社株式の評価レンジは、以下のとおりとなります。

採用手法	株式交換比率の算定結果
市場株価平均法	0.91～0.95
類似会社比較法	0.72～1.29
DCF法	0.68～1.50

なお、市場株価平均法においては、平成27年４月27日を算定基準日として、東京証券取引所における算定基準日の終値、算定基準日から遡る１週間、１ヶ月間、３ヶ月間及び６ヶ月間の各期間の終値単純平均値を採用しております。

野村證券は、上記株式交換比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報、一般に公開された情報等を使用し、それらの資料、情報等が全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、両社とその関係会社の資産又は負債（偶発債務を含みます。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。野村證券の株式交換比率の算定は、平成27年４月27日現在までの情報及び経済条件を反映したものであり、当社の財務予測については、両社の経営陣により現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に検討又は作成されたことを前提としております。

なお、野村證券がDCF法による算定の前提とした当社の利益計画において、大幅な増減益が見込まれている事業年度はありません。

新日鐵住金は、野村證券から平成27年４月28日付にて、上記の前提条件その他一定の前提条件のもとに、合意された本株式交換比率が新日鐵住金にとって財務的見地から妥当である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しています。

他方、みずほ証券は、新日鐵住金については、同社が東京証券取引所市場第一部に上場しており、市場株価が存在することから市場株価基準法を採用して算定を行いました。また、当社については、当社が東京証券取引所市場第二部に上場しており、市場株価が存在することから市場株価基準法を、当社と比較的類似する事業を手掛ける上場企業が複数存在し、類似企業比較による株式価値の類推が可能であることから類似企業比較法を、将来の事業活動の状況を評価に反映するため、DCF法による算定を行っております。市場株価基準法においては、平成27年４月27日を算定基準日として、東京証券取引所における算定基準日から遡る１週間、１ヶ月間、３ヶ月間及び６ヶ月間の各期間の終値単純平均値を採用しております。類似企業比較法においては、当社と類似性があると判断される類似上場企業として、日亜鋼業株式会社、日本精線株式会社、神鋼鋼線工業株式会社、東京製綱株式会社及びサンコール株式会社を選定した上で、企業価値に対するEBITDAマルチプル及びEBITマルチプル並びにPERを用いて算定を行いました。DCF法においては、当社が作成した平成27年３月期から平成30年３月期までの財務予測に基づく将来キャッシュフローを、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値や株式価値を評価しております。割引率は5.75%～6.75%を採用しており、継続価値の算定にあたっては永久成長法及びマルチプル法を採用し、永久成長法では永久成長率として－0.50%～＋0.50%を採用し、マルチプル法ではEBITDAマルチプルとして4.6倍～5.6倍を採用しております。

みずほ証券は、上記株式交換比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、それらの資料及び情報等が、すべて正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、両社ならびにその子会社及び関連会社の資産及び負債（簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。）に関して、個別の各資産及び各負債の分析及び評価を含め独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。加えて当社の事業見通し及び財務予測については、当社の経営陣により現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的にかつ適切な手段に従って準備・作成されていることを前提としております。

みずほ証券がDCF法の採用に当たり前提とした、当社の事業計画において、大幅な増減益を見込んでいる事業年度はありません。また、当該財務予測は、本株式交換の実施を前提としておりません。

なお、各評価方法による当社の普通株式１株に対する新日鐵住金株式の普通株式の割当株数の範囲に関する算定結果は、以下のとおりとなります。

採用手法	株式交換比率の算定結果
市場株価基準法	0.91～0.95
類似企業比較法	0.98～2.02
DCF法	0.87～1.76

(5) 本株式交換の後の株式交換完全親会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	**新日鐵住金株式会社**
本店の所在地	**東京都千代田区丸の内二丁目６番１号**
代表者の氏名	**代表取締役社長　進藤　孝生**
資本金の額	**419,524百万円**
純資産の額	**現時点では確定しておりません。**
総資産の額	**現時点では確定しておりません。**
事業の内容	**製鉄、エンジニアリング、化学、新素材、システムソリューションの各事業**

以　上